◎調達機関番号　604　◎所在地番号　14
○第16号
1　掲載日　平成28年11月29日（号外政府調達第223号）
2　変更内容　15頁２段目、１⑵中「④Ａ重油約100kℓ　Ｃ重油約100kℓ」を「④Ａ重油約100kℓ　Ｃ重油約270kℓ」に、15頁４段目、５⑶中「④Fuel Oil A 100kℓ，Fuel Oil C 100kℓ」を「④Fuel Oil A 100kℓ，Fuel Oil C 270kℓ」にそれぞれ変更します。

入札公告の訂正

平成29年１月20日（号外政府調達第12号・28ページ）掲載の入札公告について、次のとおり訂正します。
平成29年２月８日
国立研究開発法人理化学研究所
和光事業所　経理部長　川鍋　　隆
◎調達機関番号　572　◎所在地番号　11
○28第74号
5　Summary
⑴，⑷，⑸，⑹ and ⑺　The same with the notice above No. 69　を
⑷　Delivery period：15，Mar，2018
⑴，⑸，⑹ and ⑺　The same with the notice above No. 69　に訂正します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
本入札公告に記載の工事は、技術資料（技術提案及び施工計画を含む）を共通化する２件の工事を対象に一括して公告し、技術資料（技術提案及び施工計画を含む）の提出を１つのみとし、審査を実施する一括審査方式の試行工事である。
本件の入札にあたっては、電子入札システムにおいて２件の工事が別々に案件登録されているので、複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事毎に申請書の提出及び入札が必要である。
なお、希望工事のみに申請書を提出することもできる。
平成29年２月８日
支出負担行為担当官
近畿地方整備局副局長　田所　篤博
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　28
○第12、13号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名
①　大阪港北港南地区航路（－16m）附帯施設護岸⑵地盤改良工事（第１工区）（以下「工事①」という。）
②　大阪港北港南地区航路（－16m）附帯施設護岸⑵地盤改良工事（第２工区）（以下「工事②」という。）
⑶　工事場所　大阪市此花区夢洲東１丁目地先
⑷　工事内容　本工事は、大阪港北港南地区航路（－16m）の附帯施設工として埋立護岸の海上地盤改良工の施工を行うものである。
⑸　工期
工事①　契約締結の日から平成29年12月22日まで
工事②　契約締結の日から平成29年12月22日まで
⑹　使用する主要な資機材　工事①及び工事②　砂撒船、サンドコンパクション船、スパッド台船
⑺　本工事は、入札時に施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型））の適用工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価落札方式の提案範囲を除く。
⑼　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
⑽　本工事は、競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料を開示する試行工事である。
⑾　本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式も可能とする。
⑿　本工事に係る開札は、平成29年度予算が開札日までに成立することを条件に行うものであり、開札日までに平成29年度予算が成立していない場合は、開札を延期又は取りやめる場合がある。
2　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）若しくは単体有資格者であること。
なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年４月30日勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　近畿地方整備局における平成29・30年度「港湾土木工事」に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を競争参加資格確認資料等の提出期限までに行い、受理されているものであること。
⑶　開札の時において、上記の一般競争（指名競争）参加資格の決定を受け、かつ決定の際に算出した客観点数が1,150点以上の者であること。（会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が1,150点以上であること。）。ただし、開札の時までに、上記の一般競争（指名競争）参加資格の決定が得られない場合や決定の際に算定した客観点数が1,150点以上でない場合は、当該工事の入札は競争に参加する資格を有しない者の入札に該当し、入札は無効とする。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　平成13年４月１日以降、競争参加資格確認申請書の提出期限までに、元請けとして完成・引き渡しが完了した次の要件を満たす同種工事の施工実績を有する者であること。なお、経常ＪＶにおいては構成員のいずれかが同種工事の施工実績を有していればよい（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。
なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
同種工事は次の⑺・⑻のとおりとする。
⑺　特定ＪＶの代表者、経常ＪＶ又は単体有資格者にあっては、次のａ）の施工実績を有すること。
ａ）サンドコンパクション船による地盤改良工において、サンドコンパクションパイル本数710本以上を打設した工事
⑻　特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、次のｂ）の施工実績を有すること。
ｂ）サンドコンパクション船による地盤改良工において、サンドコンパクションパイル本数360本以上を打設した工事
⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時に当該工事に配置できる者に限る。ただし、法令の規定により専任での配置を義務付けられていない場合は、専任での配置を求めないものとする。
なお、本公告において申請できる配置予定技術者は１名とする。上記１⑵で記載した複数の工事に参加を希望する場合でも申請できる配置予定技術者は１名のみとし、２名以上申請した場合は欠格とする。
①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　平成13年４月１日以降、競争参加資格確認申請書の提出期限までに、元請けとして完成・引き渡しが完了した次の要件を満たす同種工事の施工経験を有する者であるこ